



THE SUGGESTION

提 言

中小企業組合総合研究所機関紙

5月1日

第232号(2025年)

発行所

一般社団法人 中小企業組合総合研究所

〒530-0043 大阪市北区天満1-6-8 六甲天満ビル801

電話 06-6809-6634 FAX 06-6881-0782

URL <http://www.kumiaisouken.com/>

提言・約束事

1. 基本的には読者参加型の提言新聞とします。併せてニュース解説や話題を提供します。
2. 投稿の場合、社会規範に反するものは受付けません。原稿掲載はスペース等の関係もあり編集者の判断にお任せ下さい。

春季闘争の指針を確認 意思統一を図る

オールジャパン労組 臨時大会を開催

誰でも、一人でも、外国人でも入る事ができる「オールジャパン労働組合」は、3月30日、大阪市中央区の大阪府立労働センター(エル・おおさか)で臨時大会を開催。同大会で春季闘争の指針を確認し、闘う労働組合として今年度のスタートを切った。

業界現状と改善点

議案審議では最初にセメント・生コン産業と輸送業界及び労働組合の動き「そして「生コン業界の実態と改善点」について説明があった。

現在、セメント産業は、住友大阪、UBE三菱、太平洋の3メーカーで国内シェアの約80%を占めている。セメントは既にトンあたり5000円の値上げを実行しており、4月からはさらに2000円上がるという動きがある。

本来なら、セメントの一方的な値上げに対して歯止めをかけるのは協同組合の役割だが、これに賛同するばかりである。さらに言えば、労働組合がしっかりとしていれば簡単には値上げはできないのであるが、その労働組合も今は全く闘う事を放棄している現実を解説した。

そして、そのような業界の実態から鑑みて改善すべき点を挙げた。その中では、2020年12月25日にオーナー会(西日本建設関連オーナー会と

加えて、大阪広域協(大阪広域生コンクリート協同組合協)は現在、大阪市港区に生コン会館を建設しているが、当初100億円と言っていた建設費が、いつの間にか百何十億になっている。この原資は全て会員の賦課金であるが、この使途に不明瞭な部分があると聞く。それは協同組合法に反しているのではないかという見方さえできる。ゆえに、これを実行している一部の役

最重要課題を確認

以上の事を踏まえ、2025年の春季闘争とし

員、幹部の責任を追及する必要があると言いつ添えた。

一面闘争、二面共闘

オールジャパン労組顧問 武建一



このオールジャパン労働組合は、どこの中央組織にも属していない独立した組織で、中小企業の利益を守る事と、労働者の権利や生活を守る事を、同時に追求する労働組合です。

資本主義というのは、大企業にとって都合のいい法律や仕組みを作って、国民を支配しています。大企業は日本の産業全体から見るとわずか3%で、残りの97%は中小零細企業です。つまり、少数の者が自分の好き勝手な事をやる社会システム、それが資本主義なのです。この構造を、多くの人

て以下の事を最重要課題として取り組むことが提案された。

- ①「憲法改悪、戦争国を、全国の仲間と連帯共闘して展開する」。
- ②「大阪広域協による労働組合潰しの不当労働行為について、適切かつ効果的な法的措置を検討し追及する」。
- ③「権利侵害反対、雇用確保の闘いにつ

いて、団体交渉だけでなく、労働委員会なども活用して勝利まで全面的に支援して行く」。これらが、オールジャパン労働組合が春季闘争として取り組むべき重点課題であるとした。

これらの提案された議題は、いずれも参加者からの満場の拍手をもって承認され、大会は成功裏に終えた。

が幸せになるようにするために何をすべきか。大企業からの圧力を跳ねのけるには、各中小企業だけではできません。だから中小企業を労働組合の力で束にして、そして労働者と一緒に関心を良くして行くことが必要です。中小企業の経営を安定させ、労働者の生活を安定させるための方針、それを「一面闘争、二面共闘」という言い方をしています。

まだスタートしたばかりで、人数も少なく、大きな影響力を及ぼすところまでは行っていない。

す。中小企業といえども労働者を搾取して成り立っています。ですから利益を上げるために、労働者に不当労働行為をしたりします。そんな権利侵害をする企業に対しては、中小企業であっても我々労働組合は闘います。これが「二面闘争」です。また中小企業の立場から見ると、大企業から圧迫

季折々

歴史と現状から学ぶ

2

月26日、この日は歴史的な日となるであろう。京都地方裁判所での判決は、3件全てにおいて無罪判決であった。

私

が本件に繋がる史上空前の弾圧で逮捕されたのは2018年5月で、この日以降1年8カ月勾留されたのである。

この間、新聞は「生コンのドン逮捕」と報道し、大阪広域生コンクリート協同組合と建交労大阪支部は関生は偽装労働組だと、在特会という右翼を金で雇い入れて大宣伝を展開していたのである。

その目的は、関生支部の中心人物を排除し、関生支部を崩壊させ、そしてセメントはトンあたり7000円アップし、賃下げ、労働条件の改善である。

無罪判決を受けても、新聞は小さく報道し、その他はコメントしていない。新聞・テレビは世論操作に大きな役割を果たすのであるが、何の責任も取らないのである。

戦前は、政府と軍部の発するウソ・デタラメの大本営発表をそのまま報道し、国民を戦争へと煽り、戦後になると「あれはすべて軍部に騙された」と責任をすり替え、今日もその延長にある。

今、彼らは「我が国を巡る安全保障環境の変化」とか「日米同盟強化」と国民を煽っている。

る。戦後続いてきた「専守防衛」から「積極的平和主義」と主張し、敵基地先制攻撃を正当化する報道である。

安

倍置三元総理は「集団的自衛権」、人民弾圧の「共謀罪」、国民を監視する「特定秘密保護法」などを主導したが、ちょうど100年前の1925年3月19日に人民弾圧立法である「治安維持法」が成立し、民主的運動への弾圧があった事、そして戦争体験を忘れない事だ。

今

日では、南西諸島へのミサイル・自衛隊の配備、台湾有事(戦争)と称して沖縄県民を九州各地に疎開させる訓練、自衛隊の統合作戦司令部の設立など、これらは日本国憲法の平和主義と憲法9条に明白なる違反行為である。戦後80年の今、戦争体制は着実に進んでいる。

戦

争の目的は、大企業と一部政治家、高級官僚の利権獲得によるものである。物を破壊し、大虐殺をし、多くの国民に税金を負担させ、国民に多大な犠牲を強いるのが戦争である。自民党が企業献金を廃止できないのは、その党の本質を示しているのである。

物

事の本質を知る事により、戦争阻止の運動は発展するものである。歴史と現状から学ぶ事、それは戦後80年を経過した今、我々に与えられた実践課題ではないか。

(武建一)

「京都3事件」・無罪判決内容の学習会を開催 関生型運動の正当性を認めた無罪判決

管理職ユニオン・関西／大阪労働学校・アソシエ

いわゆる「京都3事件」で恐喝や強要未遂などに問われた全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部(関生支部)武建・前委員長と湯川裕司・現委員長に対し、京都地裁は2月26日、無罪を言い渡した。この無罪判決を受けて3月22日、管理職ユニオン・関西は大阪労働学校・アソシエと共催して、同労働事務所(大阪市北区)で、主任弁護士の位田浩弁護士を講師に、判決内容の解説学習会を開催した。

武、湯川両氏が告訴されていたのは、ベストライナー事件(企業閉鎖に伴う1億5000万円の解金金の要求が「恐喝」とされた)、近畿生コン事件(企業倒産の際に労働債権の保全を目的として関生支部は工場を占拠し、京都協組未加盟業者IIアウト業者への落札を阻止した。この工場占拠に関する6000万円の費用要求が「恐喝」とされた、

加茂生コン(正式には村田建材)第1事件(組合員の児童の保育園入所に必要な就労証明書の交付を求めたことが「強要未遂」とされた)、加茂生コン第2事件(企業閉鎖に伴うプラント解体やミキサー車1台の譲渡要求が「強要未遂」「恐喝未遂」とされた)であるが、このいずれについても、京都地裁は両名に無罪を言い渡している。

無罪判決の意義はどこに

位田 浩 弁護士



ストライキは正当

ベストライナー事件では、まず1億5000万円の要求があったかという話ですが、これについて裁判所は「京都協組の理事から武氏に対していわゆる金銭解決を持ち掛けている事からすればそれに応じて武氏が具体的な金額を提案したとしても、そのことが直ちに脅迫に該当するとは解されない」としています。要するにこの1億5000万円というのは、労働組合の方から要求したのではなく、京都協組から提案してきたと認定しているわけですが、1億5000万円という金額についても、「ベストライナー閉鎖に

営を阻害することとはもとも当然に予定されているものであるし、そうした意味で、使用者側がストライキを避けたいと考えることは当然の前提になっている」とストライキをはじめとする争議行為は労働組合の正当な権利であるということを裁判所が認めています。

関生支部とは協力関係にあった京都協組

次に「近畿生コン事件」ですが、これも「本件要求行為には威圧的言動や畏怖を利用した言動がない」と裁判所は言っています。

そもそも、検察官が前提とする京都協組の理事らによる供述内容によっても、本件要求行為(占拠費用の請求に際しても、ストライキ等を示唆するなどの要求拒絶の場合に生じる具体的な不利益等を想起させるようなものは何ら含まれていません。裁判所は「体制が変更された2015年終わり頃からは、京都協組は、関生支部と協調する方針をとっており、ストライキ等を示唆されるような状況にはそもそもなかったことからすれば、京都協組の理事らにおいて、関生支部のあらゆる要求に応じざるを得ない」とまで畏怖していたとは考え難い」と結論付けています。

生支部に協力を求めたか、あるいは関生支部の占拠を利用しようとしたのではなかという判断もしています。京都協組側は、何とかプラントがアウト業者に売られないようにしたいと思っていたわけですが、そういう状況からすると、「少なくともアウト業者の参入阻止につながるプラント占拠によるメリットを享受するために、京都協組側において関生支部による占拠を黙認したり、あるいは利用しようとしていたのではな

これが正当であれば全然、強要にも恐喝にもならないはずですが、裁判所はこの監視行為の目的が正当だと判断しています。「関生支部の組合員は、それまでの村田建材側の対応があまりにも不誠実で、余ると感じていたこともあり、組合員を排除するための偽装廃業ではないかと疑い、廃業が偽装であるかどうかを確かめることを目的として監視行為を行っていた」と、監視行為にはちゃんとした目的があると判断しています。

共謀は認められず

次は「加茂生コン第1事件」です。「就労証明書を出してくれ」というのが強要だという事件ですが、裁判所は、強要未遂にあたるかどうかという判断ではなく、共謀があつたかなかったかに対する判断をしているのですね。共謀というのは、現場で実際に「就労証明書を作って出してくれ」と言った組合員と、武さん、湯川さんとの間に共謀があつたかという判断をしているのです。そして結論では「被告人両名との共謀が認められない」という判断をしています。

無罪判決の意義は

最後に、私の考えですが、この無罪判決の意義をお話しします。

①まず京都協組を実質的な使用者として認めた事です。これは大事な事だと思っています。検察官は「京都協組との間に労使関係がなく、労使関係がないところに京都協組が金を払う義務がなぜあるのか。それは脅されたからだ」という論理だったんです。ところが、ベストライナーの頃から京都協組が窓口になつてずっと対応してきたのです。しかも「お金を払うからベストライナーを閉鎖してくれ」と言ってきたのも京都協組なのです。だから実質的な使用者というふうに認めた、これは非常に大事な事です。

判決をテコに運動の強化を

関生支部・前委員長 武建一



われ、自分の地位とか収入とかを考えて上ばかりを見えています。

今回の関生支部への弾圧の狙いは、労働組合が中小企業と連携して背景資本の責任追及をす

る「関生型労働運動」を破壊することであり、さらに今回の弾圧を手がかり

にして、暴対法や共謀罪の先取的な判決を下そうとした事です。このよ

うな判決を阻止して、無罪判決を勝ち取る事が

出来た要因は(3面へ)



京都事件無罪判決を読む
<京都地方裁判所2025年2月26日判決>
2025年3月22日大阪大学
弁護士 位田 浩

「ベストライナー閉鎖に

逆に関生支部が関

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」

「加茂生コン第2事件」



京都地裁

(2面から)何かと言うと、「これは関生型運動の正当性が認められたという事です。これは非常に大きいと思います。それから二点目はいくら正当な活動をして、弁護活動が不十分であれば、まともな結論は出なかったと思います。優秀な弁護団が形成されて、その弁護団の活動が非常に大きな役割を果たしました。それから、皆さん方をはじめ全国の弁護士や学者の皆さんによる反弾圧の運動が大きく拡がって行った事です。この3つの要因が直接の勝利の要因ではないかと私は考えています。加えて社会的、政治的な変化も大きく影響していると思います。去年の衆議院選挙で自公が大きく過半数割れになり、安倍氏、麻生氏、二階氏、松井氏(維新)といった大物政治家が政界から身を引き、あるいは力が削がれた、この政治の変化というのが今回の判決に大きく影響していると思います。またその際に行なわれた最高裁判所

裁判官の国民審査でも「X」が非常に多かった事、このような政治の変化と世論の動向というものも影響していると思います。ではないかと思えます。そんな形で司法に対する国民の監視の目が光っているという事は、裁判官も意識しているのです。また、袴田巖さんの無罪確定などで検事に対する世論の批判が大きく高まった事も追い風になっていると思います。

今回の無罪判決について、「勝った、勝った」では本当の意味での勝利にはつながらないのです。これをいかに運動に転化させていくかという事が大事です。大切なのは、この判決が出たという事は、政治的にも社会的にも我々を大きくバックアップする条件が出来たという事です。この判決をテコにして、我々がいかに運動を強力

に創造していくかが問われていますし、それを活かせるような運動をしなければ、弁護団はじめ応援してくれた人たちに對するお返しにはならないわけです。

◆ 検察は控訴期限ギリギリの3月12日に控訴を行なった。

この狙いについて位田弁護士は、「おかしいと思えばすぐに控訴すればいいのですが、なかなか控訴しなかったのは、検察内でもいろいろ意見があった中で、やはりまだ係争中の事件もあり、審で無罪を確定させるわけにはいかないという検察側の意志の表れではないかと思えます。高裁ではまた違った目での事件を見るかもしれないですから、我々としても安心せず慎重な対応で臨まないといけないと思います」と強調した。

関生型運動の正当性が認められた

共催者である大阪労働学校・アソシエの斉藤日出治学長は判決の意義について、「産別労組が認められたという事、これがまさに概念の拡大、これが一つあると思うのですが、もう一つは関生支部と京都協組は敵対関係ではなく協力関係にあったという事を裁判所も認めたという事も、凄く大きいと思います。」と話した。

無罪判決は、ポスト資本主義の未来を現実に取り寄せる

大阪労働学校・アソシエ 斉藤日出治

▼京都3事件の訴訟は労働者の権利である労働争議を犯罪とみなす愚拳であり、京都地裁の無罪判決はその愚拳が文字通り愚拳であると判定され、労働者の権利が法によって認定された。その通りである。だが、わたしたちはこの無罪判決をそこにとどめて評価するだけであってはならないのではないか。

▼労働運動をレイシズムによって抹殺しようとするからと労働運動が都市コモンズを創造しようとするからが衝突している。資本主義の末期的症状とポスト資本主義の未来を照らした動きがせめぎあっている。ローザの表現を借りるならば、社会主義か野蛮か、という歴史的選択を迫られる世界にわたしたちは生きている。資本主義の現行の秩序を維持することがジエノサイドを生み、生活を不可能なひとびとを大量につくり出し、生存

▼わたしが「日本の企業主導型資本主義と生権力」(近畿大学日本文化研究所紀要第6号、2023年)で論じたように、関西生コンの労働運動は日本の市民社会を変革する社会闘争であった。それは、企業へのゲモニーによって組織されている日本の市民社会状況が自己閉塞し破綻している(もう30年以上も続いている日本経済の低迷の根本原因はそこにある)なかで、企業を越えたひとひととのきずなを創造しようとする社会運動であった。関西生コン労組は、産別労組、生コン経営者の事業協同組合との連携(二面闘争、二面共闘)、背が法廷で再確認された。無罪判決の意味をひとまずそのようにして確認することが重要であることは言を俟たない。だが、すくなくとも資本主義の末期的症状があちこちで噴出しこの世界が耐え難い状況に陥っているなかで、関西生コンの労働運動とその弾圧の意味をその次元だけでとらえていいのだろうか。

会秩序を脅かす反社会的行為としてフレームアップすることによって抹殺しようとする。このフレームアップのちからは、警察や検察のような権力機関だけでなく、市民社会の諸団体の内部からたつた市民社会の諸団体の内部から関西生コン労組を暴力集団として位置付ける動きがたちあがる。かつてグラムシがイタリアの共和制をめざす農民運動の指導者を精神異常者としてフレームアップすることによってその農民運動を従属集団に貶め圧殺したようにして、資本と国家の外部で人々がつながろうとする動きを犯罪視し、封じ込める動きが作動する。

▼無罪判決を出した京都3事件のうち、ベストラライ社の「恐喝」とされる事件は、2012〜2013年という数年も前の事件が2018年になって告発されたものである。検察はその理由を、関西生コン支部がそれまで怖く言い出せなかったと理由付けしている。労働組合、協同組合などの市民社会の内部から関西生コン支部、反社集団というフレームアップが起こり、マスメディアがそれに迎合

し、右派の政治家が暴力的もつて所有階級の社会秩序の維持を図ろうとする動きと、その動きが社会を破局に導いていることを察知して、資本と国家の統治を越えたところで働く者、労働者と都市で暮らす者、生活者が手を携えてつながろうとする動きとがせめぎ合う。そのせめぎあいのなかで、京都地裁の無罪判決は前者の動きを封じ込め、後者の動きを合法化し、かつその推進に活力を吹き込む契機となった、わたしたちはこの判決をそのようなポスト資本主義の未来に向けたゴーストインとして読み取る必要があるのではないか。

▼資本主義秩序のなかで労働者の権利が承認されたことを喜ぶのではなく、資本主義秩序を越えていくからに正当化と活力を吹き込む契機として、わたしたちはこの判決を、読む必要があるのではないか。わたしたちは、いまこそ、新しい未来、もう一つの現実をわたしたちの手元に引き寄せる政治を、グレーバーの言う「予示的政治」を実践するときではないのだろうか。

広域協組と維新のただならぬ関係

万博予算増大は人件費や資材高騰のためではない

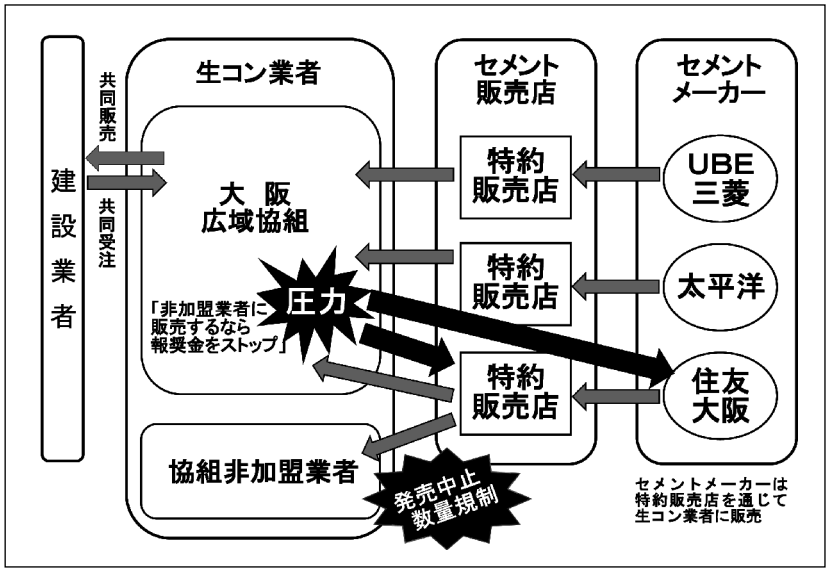


大阪・関西万博の建設予算は当初(2017年)1250億円としていたが、2020年には1850億円に、さらに2023年には2350億円と当初の約1.9倍にもなった。これは人件費や資材高騰のためとしているが、それは事実ではない。一言で言えば「万博ありき」の予算がこつなっているのである。初めから高額な予算を提示すれば、国民負担が多すぎると思われるので、最初は少なめに提示していただけである。そして、いかにも人件費や建設資材が高騰したという具合に本質のすり替えを行なう。これは維新がよく使う手である。

本来、生コン業者が加盟する大阪広域生コンクリート協同組合(広域協組)は、共同販売・共同受注を行なう事で、大手セネコンなどと対等な立場で交渉し、値崩れも防ぐなど、中小企業の味方として機能するものである。しかしその実態では、あるなか、この広域協組

非加盟社は圧力で意のままに

セメント販売業者やセメントメーカーに執拗な圧力をかけながら、非加盟の生コン業者を排除することで、大阪の生コンの独占市場(組織率98%)を築き、横暴な振る舞いを繰り返している。そして今、大阪万博やカジノなどの大型受注があるなか、この広域協組



2018年、広域協組に非加盟業者のA社に広域協組幹部から電話があり、「おたくに関生の組合員がおるやろ。辞めさせろ」と言われた。「関生」とは、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部関西支部の事で、広域協組と睨み合ってきた産業別労組だ。対してA社社長は「労働組合への加入は労働者の権利。辞めさせる事はできない」と断った。ここから事態は変化した。A社が原材料のセメントを購入してきたセメント販売店から突然「来月からA社にはセメントを

業規格(JIS)の認証を受けており、別のセメント会社に乗換えるには認証を再取得しなければならぬ。非組合員である事を理由にセメント販売会社と契約を拒絶させることは独禁法に抵触するとして、A社は住友大阪セメントに当該行為をやめるよう求める仮処分命令を大阪地裁に申し立てた。2024年5月、大阪地裁はA社の主張をおおむね認め、仮処分命令を下した。A社は間接強制を申し立て、これも大阪地裁は認容。住友大阪セメントは「セメント販売店に拒絶させてはいない」として

て抗告したが、同年11月、大阪高裁は抗告を棄却した。「東洋経済」誌は、生コン価格等について広域協組に、裁判についてBセメント社に取材を申し込んだが、どちらからも断りの返事だったという事である。

実は広域協組は万博で大阪府と大阪市が出展する「大阪ヘルスケアパビリオン」に2億円を寄付するなど、維新に協力してきた。過去には大阪市と神戸市に5000万円ずつ寄付を行なったと聞くと、まったく維新にとって得がたい存在だ。

業界を破壊する独裁的運営

広域協組は、今日では組織率98%であるが、1994年に設立した当時は30%台の組織率であった。関生支部の協力により今日の組織率に成長しているのである。

- ①警察に協力して広域協組の事務所を提供し、証言をする労働者には1人2万5000円の日当を支給していた。
- ②在特会(在日特権を許さない市民の会)に莫大な資金を支援するとともに、宣伝カーも提供して、関生攻撃を実行した。そして落ち着けば、支援を引き上げている。
- ③建交労(全日本建設交

社会資本政策研究会

サンセイ生コンクリート株式会社

代表取締役 稲村 義昭
〒651-1412 兵庫県西宮市山崎町下山口六五十一
電話 (078) 904-3691
FAX (078) 904-1107

関連団体を支援する会 K U

関西生コン関連
経営者会

吉野建設株式会社

地域アンシエーションの芽(73)

京都大学名誉教授 本山美彦

種子をめぐる勢力(19)

限界に直面している「メガソーラー・パネル」(超大型太陽光発電板)の乱立

メガソーラー・パネルとは、最低出力1メガワット(MW)、年間約300世帯に電力を供給するのに十分な能力を持つ太陽光発電所を指す、文字通り超巨大(メガ)なパネルである。

私はソーラー・パネルの重要さを否定するものではない。農林業から見捨てられて崩壊寸前の山地



至るところに怒りの看板が(奈良県五條市)

この数年、日本のみならず、世界各地で大規模な山火事が発生している。

また調査中であるので関連は分からない」という決まり文句しか出さない。事件の話題が消えてしまふと、「調査結果」の発表もなく、つねに、うやむやなまま終わる。



であるが、土地所有者の知らないうちに計画が進んでいたということが多い。急にトラックが増えたと思ったら建設場所の伐採が始まっていたとか、自治体との調整が不十分で、住民の指摘で慌てて自治体職員が現地確認に行つた話が目立つ。F I Tでは太陽光発電所に標識や柵、塀などを設置することが義務付けられているが、それもきちんと守られていない。

事項は、土地問題である。それぞれの自治体は、共有地や里山の管理費用に困つてきた。そこに20年に一度という福音が自治体にもたらされたのである。それが、メガソーラーである。しかし、F I T以降、現実に各地で問題のあるメガソーラーが出現するようになってから、建設を抑制する「規制条例」が増えた。しかし、各地の規制条例は、近く

光パネルは、表面に蓄積して太陽光を遮り、発電量を低下させる可能性のある埃、汚れ、花粉、鳥の糞を除去しなければならぬ。30万枚以上のパネルを備えた100MWの太陽光発電所では、2回の洗浄で約7万リットルの水が使用される。これだけの大量の水を常時蓄えておける国は世界にはほとんどない。

要件は存在していないのに等しい。ワシントン州、カリフォルニア州、ノースカロライナ州など一部の州では太陽光パネルの回収リサイクルプログラムが実施されているが、他の多くの州では枠組みが整備されていない。

太陽光発電施設のための土地造成は、既存の植生を伐採し、土壌を風雨による浸食にさらしてしまふ。建設に使用される重機は土壌を圧縮し、吸水能力を低下させる。その結果、流出量が増加し、堆積物が近隣の水路に流入する。

メガソーラー・パネルに、小さくて薄い太陽光発電板を設置して、その下で大豆などの野菜を栽培する「太陽光の分け合い」(ソーラー・シェアリング)の将来を夢見て、いまの私は、細々と「大豆と土」を書き続けている。しかし、メガソーラー装置には、農業を改善できる展望が見えない。この点だけは強調しておきたい。

全国的に、各地の山地に莫大な数のメガソーラーを作つてしまったのだから、調査とメンテナンスを専門とする専門家が不足している現状で、綿密な調査などできないというのが政府も含めた当事者たちの本音であろう(https://www.chosyuu-journal.jp/s)。

ある。F I Tという名称は「Feed-in Tariff」(フィード・イン・タリフ)の頭文字を取ったものである。

この制度は、電力会社以外の個人や組織によって再生可能エネルギーから造られた電気を、電力会社に「定価格」で「定期間」買い取らせることを国が約束した制度である。

F I T制度の対象となる再生可能エネルギーによる発電は、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の五つである(https://evd-system.co.jp/entry/2022/01/06/000027)。

現在の反対運動は、F I Tによるメガソーラー急増時代に突入したツケと言える。

初期の反対運動は「景観の悪化」や「地元への説明不足」が多かったが、最近になると、土砂崩れや水害などの自然災害への懸念、建設に伴う下流域での水質汚染など、生活環境への懸念が目立つ。太陽光発電は、規模ごとに、問題の質もさまざま

であるが、土地所有者の知らないうちに計画が進んでいたということが多い。急にトラックが増えたと思ったら建設場所の伐採が始まっていたとか、自治体との調整が不十分で、住民の指摘で慌てて自治体職員が現地確認に行つた話が目立つ。F I Tでは太陽光発電所に標識や柵、塀などを設置することが義務付けられているが、それもきちんと守られていない。

日本における「メガソーラー 反対」の声の高まり

のどかな奈良県五條市の田園風景の中に、「メガ・ソーラー反対」という看板が点在している。二〇二四年一月、山下真・奈良県知事が地元の森林組合から県が購入した土地に大規模な太陽光発電所を建設する計画を発表して以来、住民の怒りが爆発した。

同森林組合は二〇二三年に30ヘクタールの土地を県に売却することに同意した。売却の条件は、数年前に県が提案した通り、大規模災害発生時に紀伊半島全域をカバーする空港を備えた防災拠点施設にすることを前提にしていた。

日本は、二〇五〇年までにカーボン・ニュートラルを達成するため、二〇三〇年度までにエネルギーミックスに占める太陽光発電の割合を14〜16%に大幅に引き上げることが外国にも国民にも約束してきた(https://www.japantimes.co.jp/environment/2024/05/26/energy/megasolar-opposition-solutions/)。

メガソーラーが住民から嫌われるようになった元凶は、F I T制度である。この制度は、経済産業省の主導によつて二〇二二年七月に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことで

であるが、土地所有者の知らないうちに計画が進んでいたということが多い。急にトラックが増えたと思ったら建設場所の伐採が始まっていたとか、自治体との調整が不十分で、住民の指摘で慌てて自治体職員が現地確認に行つた話が目立つ。F I Tでは太陽光発電所に標識や柵、塀などを設置することが義務付けられているが、それもきちんと守られていない。

こうした事態になった原因は、準備不足にある。規制が緩い中、「ビジネスとして儲かる」という形になり、F I Tで参入が二気が増えた。地元や自治体との綿密な調整もない場合が多かった。

メガソーラーの最重要事項は、土地問題である。それぞれの自治体は、共有地や里山の管理費用に困つてきた。そこに20年に一度という福音が自治体にもたらされたのである。それが、メガソーラーである。しかし、F I T以降、現実に各地で問題のあるメガソーラーが出現するようになってから、建設を抑制する「規制条例」が増えた。しかし、各地の規制条例は、近く

の先行する自治体の条文の引き写しでしかないものが多い。近隣でメガソーラーの環境問題がぼつと発するのを見て、慌てて作つたことが明らかである(https://www.econkyoto-u.ac.jp/renewable-energy/stage2/contents/column0277.html)。

悪化する土地

太陽光発電施設は、発電に必要な太陽光を捉えるために、かなりの広さの土地を必要とする。1MWの太陽光発電施設は、通常、1〜4ヘクタールの土地が必要。火力発電の50倍の土地面積を必要とするのである。

大規模太陽光発電所は、生息地の喪失と分断につながる。これまで未開発だった広大な土地の開発は、野生生物の生息地を破壊する。太陽光発電所の建設には、植生の伐

採、土地の整地、道路やインフラの設置、そして境界のフェンス設置などが実施されるので、それまで、連続していた生息地がより小さく分断された区画になる。小さくなった生息地では、支えられる個体数や種の数も少なくなり、地域的な絶滅のリスクも高まる。

大規模太陽光発電所は、運用とメンテナンスに大量の水を必要とする。最も水を使うのは、光パネルの清掃である。太陽

要件は存在していないのに等しい。ワシントン州、カリフォルニア州、ノースカロライナ州など一部の州では太陽光パネルの回収リサイクルプログラムが実施されているが、他の多くの州では枠組みが整備されていない。

太陽光発電施設のための土地造成は、既存の植生を伐採し、土壌を風雨による浸食にさらしてしまふ。建設に使用される重機は土壌を圧縮し、吸水能力を低下させる。その結果、流出量が増加し、堆積物が近隣の水路に流入する。

太陽光発電パネルの下や周囲の雑草を駆除するための除草剤の使用も、土地を悪化させる化学物質が土壌から浸透して地下水に流れ込む可能性も大である。

大規模太陽光発電は、環境面での悪化に配慮しなければならない。そのためにも、十分な対話を住民と交わす必要がある。明確な言葉と綿密な調査で裏付けされたしっかりとした約束が必要である。

現在のところ、恐ろしいことにそれができず、菌の浮くようなスローガンが打ち出されているだけなのである(https://www.solarpanels-clean-energy-or-environmental-hazard/)。

現在、奈良県五條市に設置計画について説明する山下真・奈良県知事(2024年2月、五條市)



地元住民にメガソーラーの設置計画について説明する山下真・奈良県知事(2024年2月、五條市)

現在、奈良県五條市に設置計画について説明する山下真・奈良県知事(2024年2月、五條市)

現在、奈良県五條市に設置計画について説明する山下真・奈良県知事(2024年2月、五條市)



大阪労働学校・アソシエ2025年度講座

講座日程決定 全講座オンラインで開催

ポストコロナ的な社会の創造

講師：斉藤日出治（大阪労働学校学長）



社会像と脱植民地主義との関係を究明したい。

本講座では、この視点に立って、21世紀のグローバル資本主義の危機を植民地主義の視座から照らし出すことによって、資本主義の危機の根源に植民地主義的な社会関係があることを開示すると同時に、ポスト資本主義の

本講座では、この視点に立って、21世紀のグローバル資本主義の危機を植民地主義の視座から照らし出すことによって、資本主義の危機の根源に植民地主義的な社会関係があることを開示すると同時に、ポスト資本主義の

- 第1回 4月16日(水)「虐殺から強制連行へー日本の植民地主義の歴史に向き合う」
- 第2回 5月21日(水)「グローバル資本主義と植民地主義ーガゼのジエノサイド」
- 第3回 6月18日(水)「近代市民社会と植民地主義」

本講座では、この視点に立って、21世紀のグローバル資本主義の危機を植民地主義の視座から照らし出すことによって、資本主義の危機の根源に植民地主義的な社会関係があることを開示すると同時に、ポスト資本主義の



対面形式とオンラインを併用して行なわれた「2023年度講座」

- 第4回 7月16日(水) ※テキスト／斉藤日出治「国家と資本に抗する政治の発見ー脱植民地主義の道筋」
- 第5回 12月10日(水) ※テキスト／原井郎「戦後出稼ぎと継承された会組織の是非、さらに現在の島々の消滅危機を考察する」

奄美移民史あとさき

講師：原井郎（ジャーナリスト）



戦後出稼ぎへと継承された会組織の是非、さらに現在の島々の消滅危機を考察する。

- 第1回 講座では、消極的百姓一揆とも言われる農民逃散がどのように行なわれていたかを検証する。
- 第2回 6月7日(土)「奄美旧藩期の農民逃散の増加と背景」
- 第3回 10月4日(土)「奄美富裕層の遊学脱出と郷党会の隆盛」

第2回講座は、集団移住に先行、家運再興へ競って本土遊学した富裕層子弟の本土遊学とその成否、また彼ら知識層を中心に結成された郷党会が

『資本論』読書会

チューター：斉藤日出治

2016年の開校以来、紀資本主義の危機の根拠をマルクス思想のうち『資本論』第1巻の「資本の蓄積論」と「資本の本源の蓄積論」を読みつつ、21世紀

消費組合論

講師：堀田泉（近畿大学名誉教授）



本講義では「消費」に関する反省的な合意を得るためのアソシエーションはいかにして可能かという問題意識から、他の社会運動とも連携しつつ、いくつかの特質と弱点を兼ね備えた「消費組合運動」が示してきたもの、示すものを考えていきたい。

講座には私が東京通信大学で作成したビデオを使用する。

- 第1回 5月24日(土)「歴史的現在としての『消費組合』」
- 第2回 6月7日(土)「消費組合の誕生」
- 第3回 7月26日(土)「シドニー・ウェップ夫妻および日本の消費組合の誕生」

現代社会と社会教育(仮)

講師：奥村旅人（社会教育論研究者）



本講義では、1960～1970年代にユネスコで提唱された生涯教育思想ならびにそれに基づいて日本で展開した生涯学習行政について、「自己責任」論の観点から分析する。

講座 8月21日(土) 11:00～13:00

申し込み、お問い合わせは
hide.saito1000@gmail.com

詳しい情報は大阪労働学校・アソシエのホームページをご覧ください。



関生支部組合員に再び無罪判決

就労証明書の発行を求めた事が強要未遂？

子どもを保育所に通わせるために「就労証明書」の発行を会社に求めた事で強要未遂に問われた関生支部組合員に対する差し戻し審で大阪高裁(石川恭司・裁判長)は4月17日、吉田修氏に無罪を、同じく強要未遂に問われていた安井雅啓氏に対しては懲役6カ月(執行猶予3年)の判決を言い渡した。

吉田氏らは2017年、京都府木津川市の生コン会社で働く組合員の子どもの保育所に通うために必要な「就労証明書」の発行を会社に執拗に求めたなどとして、強要未遂の罪に問われたもので、2020年の京都地裁の二審では、「義務のないことを強いた」として安井氏が懲役1年、吉田氏も共謀が成立するとして懲役8カ月(いずれも執行猶予3年)とした。2021年の大阪高裁での二審では、「会社側に発行義務があった」とした上で、安井氏を脅迫罪で罰金30万円、吉田氏を無罪とした。その後、2023年に最高裁が「義務があっても強要罪が成立する限度を超えた要求に当たるかを検討すべき」として、開となつていく。

頑張れ尾上部屋 関取誕生まであと一歩

大相撲五月場所(5月11日初日・両国国技館)が開催されるのに先立ち、4月28日に日本相撲協会から新番付が発表された。

五月場所 尾上部屋力士番付

【幕下】	
東9枚目 ☆伊波	東64枚目 照寶
東29枚目 ☆春山	西2枚目 ☆九鬼主
東35枚目 ☆北天海	東39枚目 ☆玄武丸
西44枚目 ☆城間	西65枚目 高倉山
【三段目】	
東2枚目 ☆穂高	東82枚目 富士の輝
東11枚目 ☆大海	西22枚目 澤崎
西42枚目 高馬山	
東61枚目 ☆坂林	☆印は番付上昇の力士

提言

・投稿歓迎

・非常時と 言えば人権 ないがしろ (ベニスの証人)

コロナ禍では「自粛」や「要請」という名のもとに、個人の行動が制限されることがありました。本来守られるべき自由や権利が、緊急事態の名の下に簡単に制限されてしまっています。「非常時」という言葉が、あたかも免罪符のように使われる社会であってはなりません。「人権」は平時はもちろん、「非常時」でも守られるべきです。